

## ○貸付金取扱要領

制定 2008年5月24日

(貸付金の申請限度額)

第1条 次の各号の規程及び規則（以下「規程等」という。）による貸付金について、申請できる貸付金の額は、申請時点の退職金から既に貸付けを受けている貸付金の残金を控除した額とする。ただし、第1号の貸付金を申請し、住宅資金貸付保険に加入する場合は、引受対象額から既に貸付けを受けている貸付金の残金を控除した額とする。

- (1) 住宅資金貸付規程
- (2) 同志社共済組合貸付金規程
- (3) 私立学校教職員共済制度貸付規則

第2条 借入希望者の債務等を勘案し返済の確実性がないと理事長が認めた場合は、前条第3号の規則に規定する貸付金の申し込みは受けない。

附 則

この取扱要領は、2008年6月1日から施行する。